

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	花巻市個人情報保護条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 番号法の施行に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 番号法に規定される特定個人情報の保護に関する規定について、条例改正で対応するもの。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成27年9月定例会 ②施行日 平成28年1月施行（一部、平成28年10月、平成29年1月）</p> <p>【法令等】 ①名称 行政手続における特定の個人を識別するための法律（番号法） ②施行日 平成28年1月施行（一部、平成28年10月、平成29年1月）</p>	イ 条例	ウ 法令 の 規定	番号法では、行政機関個人情報保護法や個人情報保護法等の読替えが規定されているが、地方公共団体は条例改正による対応となり、番号法の趣旨に沿って、改正すべき内容（特定個人情報に関する規定の追加等）が決まっているため。
2	（仮称）花巻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	<p>【目的】 番号法の施行に伴い、市の個人番号の利用等について規定した条例を制定する。</p> <p>【内容】 番号法に規定される個人番号の庁内連携、他機関への提供（教育委員会との連携）について規定する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成27年9月定例会 ②施行日 平成28年1月施行</p> <p>【法令等】 ①名称 行政手続における特定の個人を識別するための法律 ②施行日 平成28年1月</p>	イ 条例	ウ 法令 の 規定	番号法では、市が個人番号を利用できる事務が規定され、更に国の行政機関や他の地方公共団体と情報連携できる事務と特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人番号）が規定されているが、庁内の情報連携及び市の他機関との情報連携については、条例で対応することとなっており、規定する事務と特定個人情報については、番号法に基づいた内容となるため。
3	花巻市印鑑条例 （市民登録課所管）	<p>【目的】 番号法の施行に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 住民基本台帳カードから個人番号カードへの変更</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成27年9月定例会 ②施行日 平成28年1月施行（一部、平成28年10月、平成29年1月）</p>	対象 外		平成28年1月より住民基本台帳カードに替わり個人番号カードが発行されることに伴う措置のため
4	花巻市住民基本台帳カードの利用に関する条例 （市民登録課所管）	<p>【目的】 番号法の施行に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 ①住民基本台帳カードから個人番号カードへの変更 ②個人番号カードの独自利用（印鑑登録証、自動交付機利用）</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成27年9月定例会 ②施行日 平成28年1月施行（一部、平成28年10月、平成29年1月）</p>	対象 外		平成28年1月より住民基本台帳カードに替わり個人番号カードが発行されることに伴う措置のため

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
5	花巻市手数料条例 （財政課所管）	<p>【目的】 番号法の施行に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 住民基本台帳カードから個人番号カードへの変更 通知カード、個人番号カードの再発行手数料の規定</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成27年9月定例会 ②施行日 平成28年1月施行（一部、平成28年10月、平成29年1月）</p>	対象外		<p>平成28年1月より住民基本台帳カードに替わり個人番号カードが発行されることに伴う措置のため</p> <p>※通知カード、個人番号カードの発行手数料は無料となるが、再発行手数料は500円、1,000円の予定</p>
6	花巻市水防計画	<p>【目的】 水防法の規定に基づき、大雨及び洪水時の火災の警戒・防御、市民の生命、身体、財産を災害から保護、被害を軽減するための計画</p> <p>【内容】 水防上必要な監視、警戒、連絡、輸送</p> <p>【区分】 基本計画</p> <p>【計画期間】 設定なし(平成27年度～)</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 水防法第33条第1項 ※平成27年3月18日付国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長通知による洪水予報指定河川における洪水予報観測所の設定水位の変更により花巻市水防計画を見直しするもの。</p>	ア 計画	ウ 法令 の規定	水防法と整合性のある計画でなければならないため。
7	花巻市国民保護計画	<p>【目的】 国民保護法の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の計画</p> <p>【内容】 武力攻撃事態等への対処に必要な措置を実施する計画を策定</p> <p>【区分】 基本計画</p> <p>【計画期間】 設定なし(平成27年度～)</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 国民保護法第35条第3項</p>	ア 計画	ウ 法令 の規定	国民保護法と整合性のある計画でなければならないため。
8	花巻市市税条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 (1)所得税における国外転出時課税の創設に伴う譲渡所得の見直し (2)個人番号、法人番号の規定整備 (3)旧3級品の製造たばこに係る税率の見直し</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成27年6月定例会（予定） ②施行日 平成28年4月1日 平成28年1月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 地方税法等の一部を改正する法律 ②法令改正施行日 平成28年4月1日</p>	工 義務 権利	ウ 法令 の規定	地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
9	花巻市市税条例の一部を改正する条例（3/31専決分）	<p>【目的】 地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 (1) 法人市民税均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る改正に伴う所要の整理 (2) 固定資産税の非課税の規定の適用について、事業所内保育事業の用に供する固定資産の追加 (3) 個人市民税の住宅借入金等特別控除の適用期限を2年間延長 (4) サービス付高齢者向け賃貸住宅の家屋の減額割合を規定 (5) 土地の固定資産税の負担調整措置等の継続のため、評価替えに伴う期間を延長 (6) 一定の環境性能を有する四輪車等のグリーン化特例を新設 (7) 原動機付自転車及び二輪車等に係る税率の適用開始時期を1年延長</p> <p>【議会及び施行日】 ① 議会提案 平成27年6月定例会 ② 施行日 平成27年4月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ① 名称 地方税法等の一部を改正する法律 ② 法令改正施行日 平成27年4月1日</p>	工 義務 権利	ウ 法令 の 規定	地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであるため。
10	花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（3/31専決分）	<p>【目的】 地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 (1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る限度額 51万円 ⇒ 52万円 後期高齢者支援金等課税額に係る限度額 16万円 ⇒ 17万円 介護納付金課税額に係る限度額 14万円 ⇒ 16万円 (2) 軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法を改める。</p> <p>【議会及び施行日】 ① 議会提案 平成27年6月定例会 ② 施行日 平成27年4月1日施行</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ① 名称 地方税法等の一部を改正する法律 ② 法令改正施行日 平成27年4月1日</p>	工 義務 権利	ウ 法令 の 規定	地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
11	花巻市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（3/31専決分）	<p>【目的】 過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が一部改正されたことから所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 課税免除の適用を受ける設備の新設又は増設の期限を、平成29年3月31日まで延長する。【議会及び施行日】 ①議会提案 平成27年6月定例会 ②施行日 平成27年4月1日施行【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正 ②法令改正施行日 平成27年4月1日施行</p>	工 義務 権利	ウ 法令 の 規定	省令の一部改正に伴い、所要の改正をするものであるため。
12	花巻市酪農・肉用牛生産近代化計画	<p>【目的】 国の酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針及び県計画の見直しに伴い市計画も見直すもの。</p> <p>【内容】 ・市の酪農及び肉用牛生産の飼養頭数、経営改善の目標を定める。 ・飼養規模拡大、飼料の自給度の向上、集乳や流通の合理化に関する措置を定める。</p> <p>【区分】 基本計画</p> <p>【計画期間】 平成27年度～平成31年度</p> <p>【関係法令】 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律により市町村は酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画を作成することができる。</p>	ア 計画	ウ 法令 の 規定	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律により、国で定める「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」及び「県計画」と整合性のある計画でなければならないため。
13	花巻市定住促進住宅条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 人口減少対策事業により、旧教員住宅をUIJターン者の定住促進住宅として活用を図るため。</p> <p>【内容】 旭町住宅（大迫町外川目）と六本木住宅（東和町安俵）を追加する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成27年6月定例会 ②施行日 平成27年7月1日（予定）</p>	対象 外		UIJターン者の定住支援のための改正であり、市民への影響が生じないため。
14	花巻市橋梁長寿命化修繕計画	<p>【目的】 ①長寿命化及びコスト縮減 ②予算の平準化 ③道路ネットワークの安全性の確保</p> <p>【内容】 橋長15m以上の橋梁208橋について、点検調査結果を踏まえて5年ごとに計画の見直しを行う。</p> <p>【区分】実施計画</p> <p>【計画期間】 前期 平成22年度～平成26年度 中期 平成27年度～平成30年度 後期 平成31年度～平成35年度</p>	対象 外		橋梁の修繕実施計画であるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
15	下水道施設長寿命化計画	<p>【目的】 大迫浄化センターおよび東和浄化センターの経年劣化による損耗が著しいことから、処理機能保持のため長寿命化計画を策定する。</p> <p>【内容】 機械設備・電気設備等の機能診断の結果により、対策工事を実施する。</p> <p>【計画期間】 平成27年度～平成31年度</p> <p>【区分】 実施計画</p>	対象外		施設改修を目的とした実施計画であるため。
16	花巻市戸別浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 現行事業計画の最終年となることから、整備促進について再検討を行う。</p> <p>【内容】 浄化槽市町村整備推進事業（市設置型）から浄化槽設置整備事業（個人設置型）への移行を行う。</p> <p>【議会および施行日】 ①議会提案 平成27年9月定例会 ②施行日 平成28年4月1日</p>	対象外		円滑な普及促進を図るために移行するもの。市民生活に重大な影響を及ぼすまたは権利を制限する内容の条例改正ではないため。
17	公共下水道事業における地方公営企業法の適用（公営企業会計への移行）	<p>【目的】 下水道事業において経営基盤の強化及び経営の健全化を図る。</p> <p>【内容】 公共下水道事業特別会計を地方公営企業法を一部適用し公営企業会計へ移行する。</p> <p>【移行期間】 平成27年度</p> <p>【関係法令】 地方公営企業法 総務大臣要請（総財公第18号）</p>	対象外		平成26年8月に総務省から示された「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」により、下水道事業は平成32年度までを集中取組期間として地方公営企業法を適用し公営企業会計へ移行することになったため。 （下水道事業は公営企業として定義されているが、地方公営企業法の適用については任意適用となっていた。）
18	花巻市介護保険条例	<p>【目的】 介護保険法施行令の改正に伴い、条例の改正を行う。</p> <p>【内容】 公費による第1号被保険者保険料の軽減措置を規定する。</p> <p>【議会及び施行日等】 ①議会提案 平成27年6月定例会 ②施行日 平成27年6月 ③適用日 平成27年4月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 介護保険法施行令 ②法令改正施行日 平成27年4月施行見込み</p>	工 義務 権利	才 市税 等	介護保険料の賦課徴収に関するものであるため、除外する。
19	花巻市消防計画	<p>【目的】 消防機関が災害に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに防災活動の万全を期するための計画</p> <p>【内容】 花巻市消防団組織の人事異動に伴う第2章組織計画第2節事務機構の幹部氏名及び人員数の修正並びに第3章消防力の整備計画第1節消防力等の現況の人員数の修正。</p> <p>【区分】 基本計画</p> <p>【計画期間】 平成27年6月一部改正</p>	ア 計画	工 執行 機関 内部	花巻市消防団組織の人事に関するものであり、氏名及び人員数の修正のみであるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
20	花巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、保育士の配置基準におけるみなし保育士の要件を追加しようとするもの。</p> <p>【内容】 乳児4人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定について、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師に加え、当該保育所に勤務する准看護師についても、1人に限って、保育士とみなすことができること等としたこと。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成27年6月定例会 ②施行日 公布の日</p>	対象外		省令の改正に伴う条例改正であり、市民生活に重大な影響を及ぼす内容ではないため。
21	大迫農畜産物処理加工集出荷貯蔵施設条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 施設の有効活用を図るため改修を行うことから所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 シュース加工室及び貯蔵庫の改修による施設変更に合わせ条例名称等を改正する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成27年12月定例会 ②施行日 平成28年4月1日施行</p>	対象外		施設改修に伴い名称変更等の改正するものであるため。